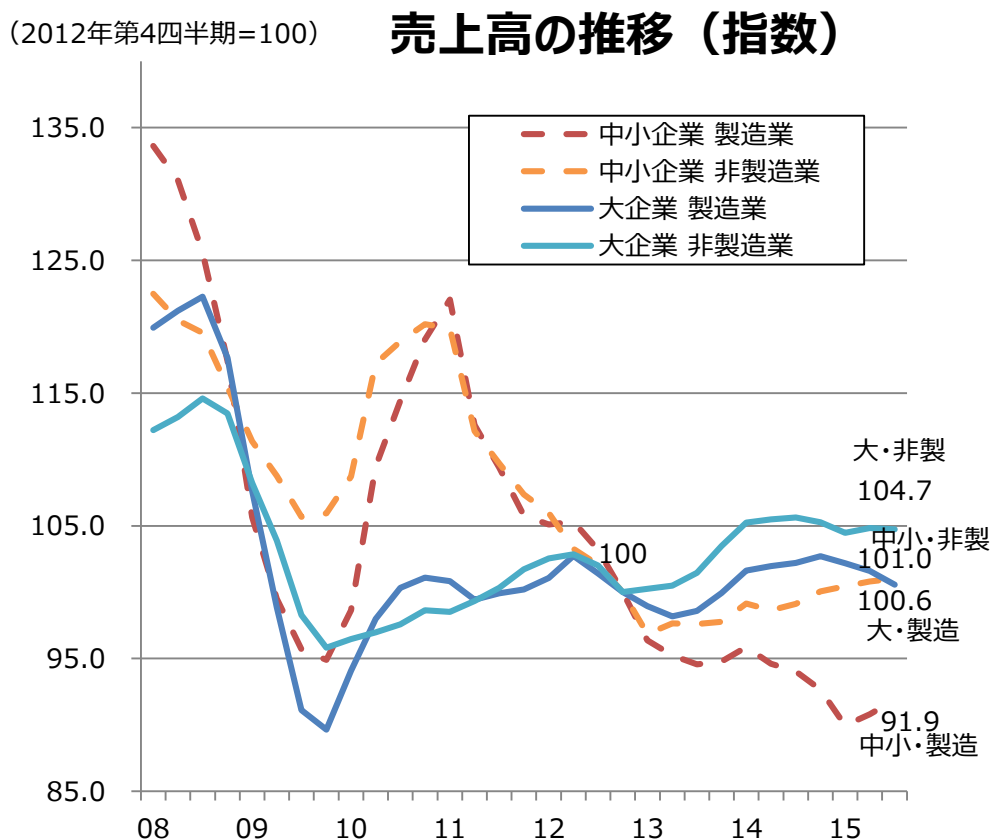


中小企業等経営強化法における生産性向上支援策

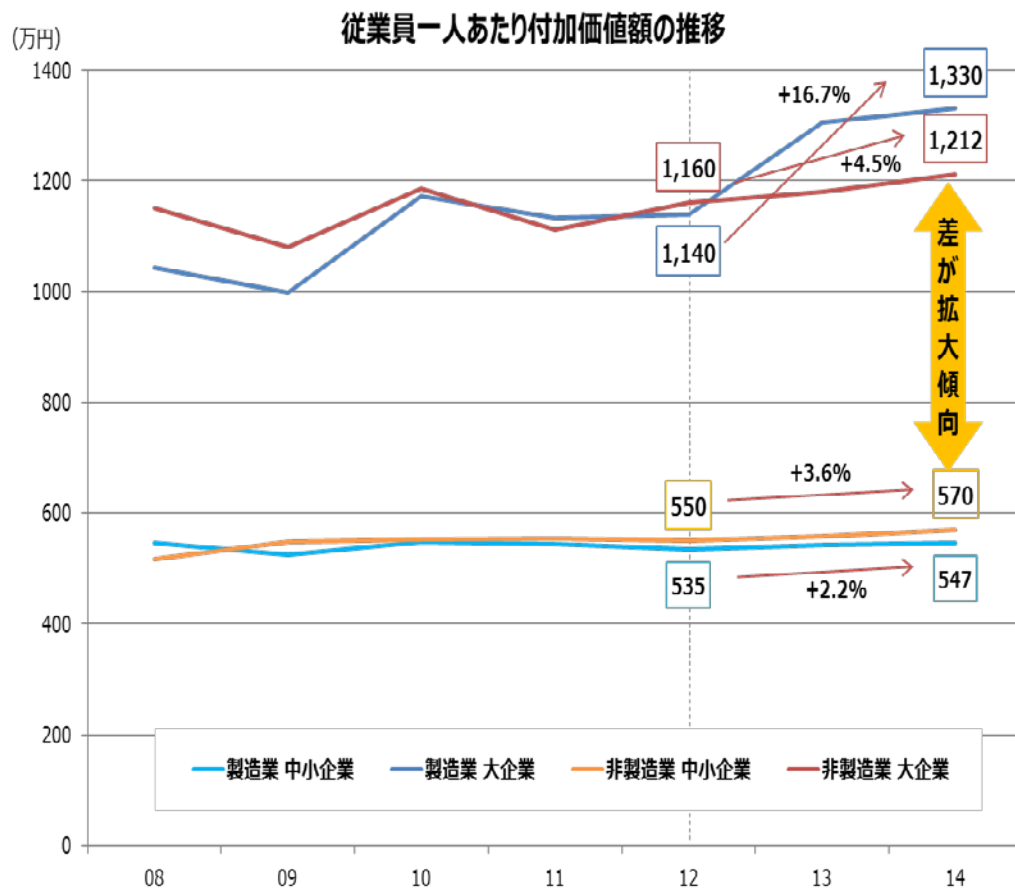
平成29年 7 月
中小企業庁 事業環境部 企画課

1. 法律制定の背景 中小企業・小規模事業者の生産性

- 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者、中堅企業(以下「中小企業・小規模事業者等」という。)を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。
- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することにより、海外展開も含め、将来の成長・発展のための経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることが必要。



(資料) 財務省 法人企業統計季報
(注) 後方四半期移動平均。中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満、大企業とは資本金10億円以上の企業をいう。



(資料) 財務省 法人企業統計年報

2. 中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。

【事業分野別指針（15）と所管省庁】

- 製造業、卸・小売業 : 経済産業省
- 旅館、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設不動産 : 国土交通省
- 外食・中食、旅館、医療 : 厚生労働省
- 介護、保育、障害福祉 : 厚生労働省
- 外食・中食 : 農林水産省
- CATV、電気通信業 : 総務省

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置（3年間1／2に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択

【認定件数(5月末時点) : 21,078件】

事業分野別 経営力向上推進機関

【認定向上推進機関（7月5日時点）】

- ・日本自動車整備振興会連合会
- ・全日本トラック協会
- ・情報通信ネットワーク産業協会
- ・日本自動車部品工業会
- ・日本能率協会
- ・日本電子回路工業会
- ・日本ボランティアチェーン協会

※推進機関において、人材育成を行う場合には、労働保険特会からの支援を受けることが可能。

普及啓発
人材育成



申請

認定

経営力向上計画

申請事業者

〔中小企業・小規模事業者
中堅企業〕

申請を
サポート

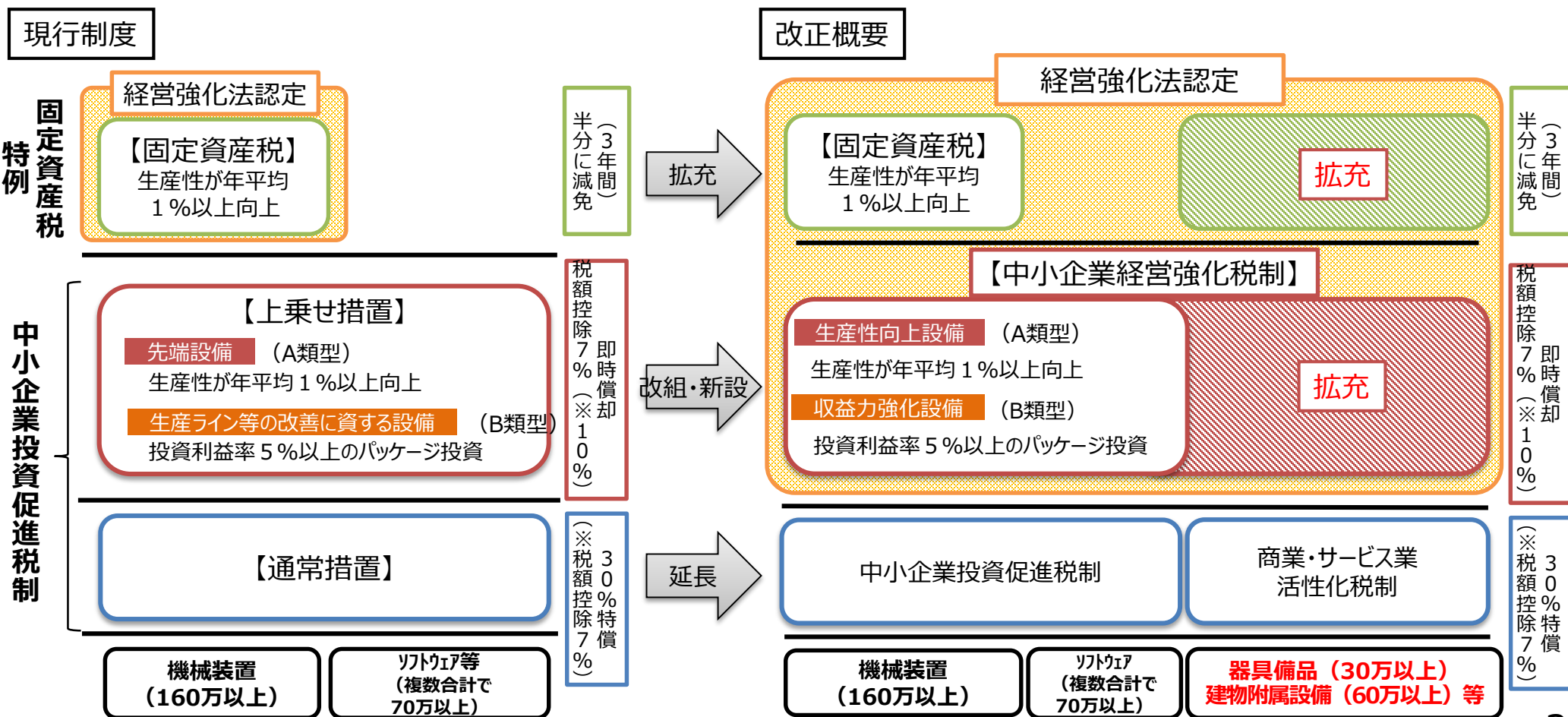
経営革新等支援機関

例

- ・商工会議所・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・土業等の専門家

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加（適用期限は2年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。



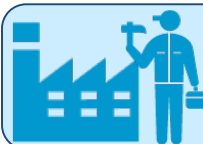
3. 固定資産税の特例

- 中小企業者が取得する新規の機械装置等について、一定の要件を満たした場合、3 年間、固定資産税を 1 / 2 に軽減。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字企業にも大きな減税効果が期待。

適用期間

【適用期間：3 年間（平成 3 0 年度末までの投資）】

制度



中小企業者
(赤字法人含む)

策定

経営力向上計画
(設備投資・人材育成・経営手法改善等)

認定

事業所管
大臣



記載された

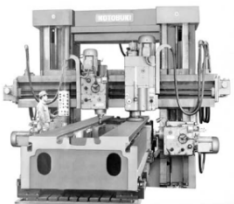
経営力向上設備



特例措置

(生産性向上設備に係る)
固定資産税の特例
1 / 2 軽減 (3 年間)

<対象設備の例>



金属加工機械



セルフレジ



空調設備



冷蔵陳列棚

特例対象・内容

【対象設備】

- 中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する 一定の機械装置、器具備品、建物附属設備、検査工具・測定工具
- 生産性を高める設備が対象 (H29年・30年に新規取得)

※中小企業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備(工業会等による確認)

- ◆機械・装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具・備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備(60万円以上/14年以内)

【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、3年間 1 / 2 に軽減。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → 全ての業種
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域 → 対象業種

※機械装置については、全国・全業種対象。

H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度

取得

特例

取得

特例

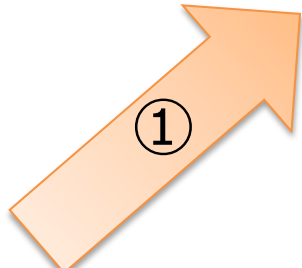
※例：平成29年に取得した設備は、平成30年1月1日時点に所有する資産として申告され、平成30、31、32年度の3年間固定資産税が軽減されます。

(参考) 具体的な地域・業種限定の考え方

○地域別の最低賃金に基づき、以下のように対象を指定。

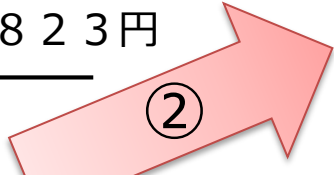
<平成28年度地域別最低賃金(昇順)>

宮城県	714
沖縄県	714
鳥取県	715
高知県	715
佐賀県	715
長崎県	715
熊本県	715
大分県	715
鹿児島県	715
青森県	716
岩手県	716
秋田県	716
徳島県	716
山形県	717
愛媛県	717
島根県	718
福島県	726
香川県	742
宮城県	748
新潟県	753
和歌山県	753
山口県	753
福井県	754
石川県	757
岡山県	757
群馬県	759
山梨県	759
奈良県	762
福岡県	765
富山県	770
長野県	770
茨城県	771
栃木県	775
岐阜県	776
北海道	786
滋賀県	788
広島県	793
三重県	795
静岡県	807
兵庫県	819
京都府	831
千葉県	842
埼玉県	845
愛知県	845
大阪府	883
神奈川県	930
東京都	932



最低賃金が全国平均
(823円) 未満

全国加重平均
823円



最低賃金が全国平均
(823円) 以上

①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円) 未満
の地域については、

全ての業種を対象とする。



40道県

②最低賃金が全国平均以上の地域

○最低賃金が全国平均(823円) 以上の地域にお
いても、**労働生産性が全国平均未満の業種に
ついては特例の対象とする。**

(参考) 24年経済センサスにおいては、一部の小売
業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店
業、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保
険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、
労働生産性が全国平均未満。
※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。



7都府県

(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、
大阪、京都)

4. 中小企業経営強化税制 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

- 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。
- 従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

【適用期間：平成30年度末まで】

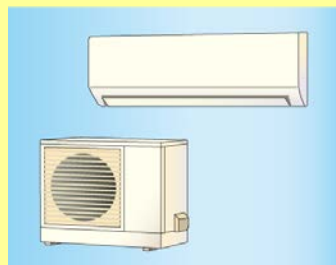
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備 (取得価額／販売時期)	◆機械・装置(160万円以上／10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上／5年以内) ◆器具・備品(30万円以上／6年以内) ◆建物附属設備(60万円以上／14年以内) ◆ソフトウェア(70万円以上／5年以内) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外

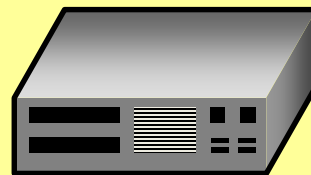
<器具備品>



冷蔵陳列棚



ルームエアコン



サーバー



業務用冷蔵庫



介護浴槽



ブレーキ・スピードテスター



介護用アシストスーツ



三次元座標測定機（測定機器）
（寸法をマイクロメートル単位で測定）



理美容機器

<建物附属設備>



エレベーター



空調設備



高圧受電設備

5. 金融支援措置

- 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援。

① 商工中金による低利融資

中堅クラス向け

中小企業者向け

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大

※新事業活動に該当する事業

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険 海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能に。

④ - 1 日本政策金融公庫による低利融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資の借入について、低利融資を受けられる。

○設備資金について0.9%引き下げ

※基準利率：中小企業事業1.21% 国民事業1.76%（平成29年6月現在）

④ - 2 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外現地法人が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、信用状を発行して、債務の保証を実施できる。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑤ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

中堅クラスの企業等、信用保険法の特例が措置されていない中小企業者以外の者が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられる。

⑥ 食品流通構造改善機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善機構による債務の保証を受けられる。

(参考) 中小企業等経営強化法の認定について

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、機械装置の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置。
- 平成29年5月31日現在、21,078件を認定（経済産業省:15,120件、国土交通省:2,262件、農林水産省：1,687件、厚生労働省：1,240件、国税庁：198件等）

<認定事業者の内訳（21,078件）> (業種別)

- 製造業：14,277件
- 卸・小売業：1,156件
- 建設業：1,697件
- サービス業(他に分類されないもの)：537件
- 医療，福祉業：1,056件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：538件
- 情報通信業：417件
- 学術研究，専門・技術サービス業：423件
- 生活関連サービス業,娯楽業：256件
- 宿泊業，飲食サービス業：213件
- 不動産業,物品賃貸業：121件
- 農業・林業：131件
- 運輸業,郵便業：155件
- 鉱業，採石業，砂利採取業：44件
- 教育,学習支援業：45件
- 複合サービス事業：1件
- 金融業,保険業：2件
- 漁業：9件

(地域別)

- 北海道：522件
- 東北：902件
 - 青森:71件 -岩手:91件 -宮城:139件 -秋田:94件 -山形:336件 -福島:171件
- 関東：7,707件
 - 茨城:415件 -栃木:332件 -群馬:447件 -埼玉:760件 -千葉:439件
 - 東京:2,181件 -神奈川:934件 -新潟:496件 -山梨:104件 -長野:627件 -静岡:972件
- 中部：3,355件
 - 富山:326件 -石川:306件 -岐阜:522件 -愛知:1,878件 -三重:323件
- 近畿：4,552件
 - 福井:193件 -滋賀:247件 -京都:491件 -大阪:2,134件 -兵庫:1,094件
 - 奈良:208件 -和歌山:185件
- 中国：1,317件
 - 鳥取:90件 -島根:78件 -岡山:354件 -広島:557件 -山口:238件
- 四国：828件
 - 徳島:149件 -香川:271件 -愛媛:276件 -高知:132件
- 九州・沖縄：1,895件
 - 福岡:672件 -佐賀:117件 -長崎:164件 -熊本:268件 -大分:231件
 - 宮崎:177件 -鹿児島:171件 -沖縄:95件

株式会社 武井製作所（自動車部品・付属品製造業／経済産業省認定／千葉県）

○トラックをはじめとした商用車に関する金属部品を製造する法人が、

- － タブレット端末と新たなアプリ、ITシステムを導入することで、生産現場からの報告業務をより正確かつ効率的に行うとともに、
- － 人手が多くかかっていた製造工程において、新たな産業ロボットを導入し効率化を図ることで、より一層の生産性の向上を目指す。

〈会社紹介〉



（導入設備イメージ）



（タブレット端末・アプリ使用の様子）

〈具体的な取組〉

- 新たにタブレット端末とアプリ、ITシステムを導入し、生産現場の報告業務を効率的に行うとともに、不良品のデータや原因をはじめとした生産現場の情報を随時、社内で共有し、属人的となっていた知識の形式知化を図る。
また、ITシステムの導入にあたっては、納入元である大手システムベンダーのコンサルティングを受け、効果的な運用を目指す。
- 人手がかかっていた製造工程において、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を活用して、新たな産業ロボットを導入することで、より一層の生産性向上を目指す。

株式会社 東陽製作所（輸送用機械器具製造業／経済産業省認定／東京都）

- 自動車部品メーカー等のサプライヤーとしてエンジン関係の部品を中心に製造する会社が、
 - －新たな設備を導入するとともに、元請け事業者からのノウハウの提供・助言を受けることで、小型エンジン用の部品製造ラインを見直し、中間在庫の削減、工程の安定稼動を実現し、製造コストの低減を図る。
 - －工程改善を収益性の改善につなげていくため、外部支援機関を活用した技術員に対する教育により力を入れる。

〈本社〉



〈具体的な取組〉

- これまでの生産ラインでは、機械が有機的に連携できていないことから、工程毎に中間在庫が増える、材料供給・工程間移動を人が行うことで、生産性が低くなるという課題があった。
中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置を利用し、老朽化した設備（CNC旋盤）を更新するとともに、生産ラインを見直すことで、中間在庫の削減と安定稼動を実現し、受注機会の増大を図る。
- また、元請け事業者より製造ラインの合理化に関する助言やノウハウの共有を受けることで、上記取組をより実効性の高いものとする。
- 工程改善を収益性の改善につなげていくため、中小企業基盤整備機構等の外部機関が提供する各種講座に積極的に参加し、技術員のスキル向上を図る。

〈製造部品例〉

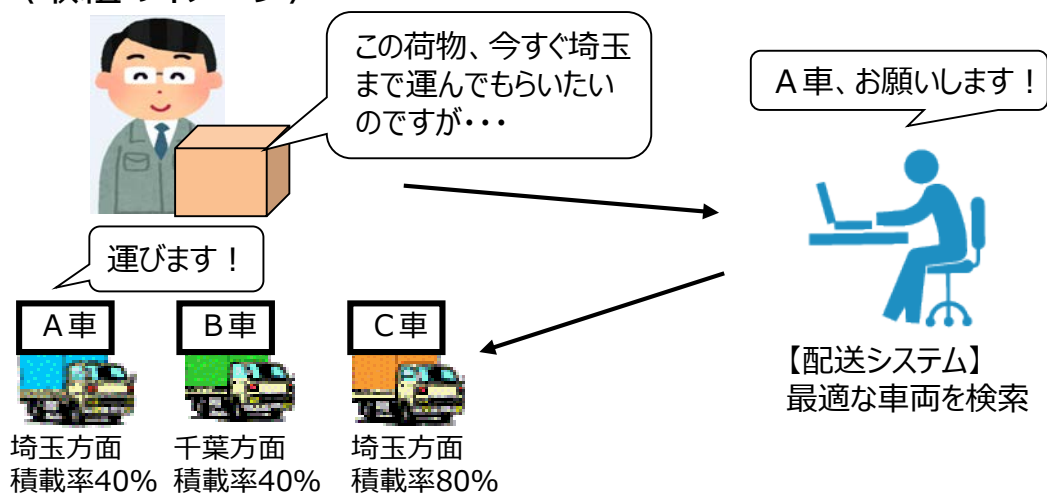


（HPより抜粋）

株式会社聖亘トランスネットワーク（貨物自動車運送事業／国土交通省認定／神奈川県）

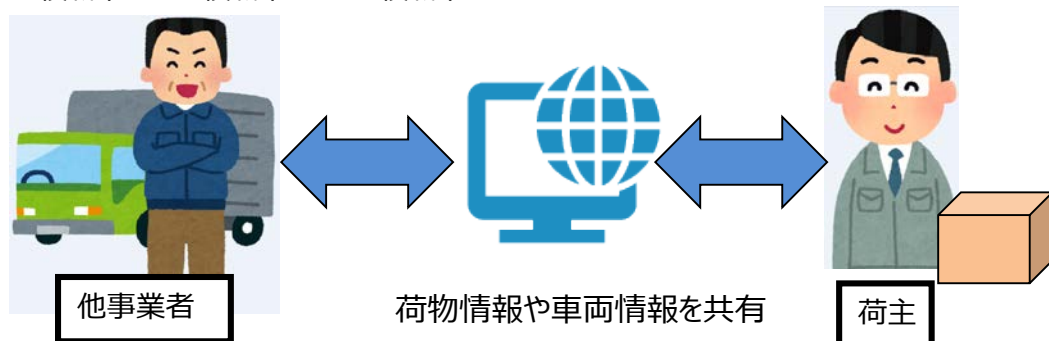
- 自社独自開発の配送システムを駆使し、首都圏向けの輸送を展開している運送事業者が、
更なる作業効率化、労働時間の短縮を目指し、
 - －最適な車両を検索できる機能を既存のシステムに新たに追加するとともに、
 - －配送システムをネットワーク化することにより、事業者同士の連携や荷主との情報共有を行うことで、
貨物自動車運送事業の経営力を向上させる。

〈取組のイメージ〉



〈具体的な取組〉

- 既存の配送システムではリアルタイムに個車ごとの稼働状況を把握することができるところ、更なる輸送の効率化を実現するため、急な輸送依頼に対して、最適な車両を検索できる機能を新たに追加する。
- 配送システムをネットワーク化することにより、荷物情報や車両情報を共有し、他の物流事業者間や物流子会社との共同輸送を実施する。また、荷主とも車両情報を共有することで、更なる輸送の効率化を図る。



株式会社アクタス広瀬（自動車一般整備業／国土交通省認定／山梨県）

○地元に着し、自動車整備を行う会社が、

- －最新の計測システムを導入する事で、計測結果に基づき正確に金額・納期の見積りが行える体制を整備し、他社との差別化を図る。
- －顧客管理システムを導入し、既存顧客の車両の走行距離予測を行い整備時期を把握、営業活動に活用する事で、顧客増と収益力向上を図る。

〈本社〉



〈具体的な取組〉

○最新の計測システムを導入することで、自動車のフレームダメージの数値化や作業時間の正確な見積りが可能な体制を構築し、作業開始前に金額・作業時間を顧客に伝える「安心見積りサービス」を開始する。自動車整備業で一般的な概算見積もりではなく、精緻な事前見積もりを行う事で他社との差別化と顧客満足度の向上を図る。

〈事業内容〉



○顧客管理システムを導入し、既存顧客の車両毎の走行距離予測を行う。予測を基にエンジンオイル等の消耗品に関して交換時期を顧客に伝える「愛車健康維持サービス」を開始することでリピーターの増加を促し、収益力向上を図る。

株式会社キャリスター（貨物自動車運送事業／国土交通省認定／静岡県）

○大手ハウスメーカーの内・外装材の輸送を軸に、地元企業のチャーター、貸切、スポット便を得意とする運送事業者が、従業員の更なる資質向上及び作業効率化を目指し、

- －従業員の資格取得を支援する制度を充実させ、採用の幅を広げ、
- －運輸管理システムとトラック搭載型クレーンを導入することで従業員の業務効率化を図ることで、貨物自動車運送事業の経営力を向上させる。

〈会社案内〉



〈導入設備〉



〈具体的な取組〉

- ドライバーの新規雇用を積極的に行う。採用が年々難しくなっていることから、中型免許を保持していない者や未経験者も採用対象にするとともに、社内で免許取得支援制度を確立。会社負担で免許取得までの支援を行い、経営力向上につなげていく。
- 運輸管理システムを導入することで、車両管理や売上げ管理等のために今までのパソコンへ入力確認作業時間が最大4分の1に短縮されることで作業を効率化させる。
- 中小企業等経営強化法の認定に基づく税制優遇措置を活用しトラック搭載型クレーンを導入することで荷役作業の効率化を図る。

有限会社南串陸運（貨物自動車運送事業／国土交通省認定／長崎県）

- 地元の農協を主たる荷主として、農産物を関東・関西方面の各市場に輸送している運送事業者が、従業員の更なる資質向上及び作業効率化を目指し、
 - －従業員の資格取得を支援する制度を創設するとともに、
 - －業務に係る実施方法を標準化するために社内各部門ごとにマニュアルを作成することで、貨物自動車運送事業の経営力を向上させる。

〈取組のイメージ〉



〈具体的な取組〉

- 荷役作業の効率化、従業員のスキルアップを目的として、運行管理者基礎講習やフォークリフト運転技能講習等の受講に関して、受講料全額を会社で負担する。
- 社内にある「輸送部門」「荷役部門」「事務部門」「整備部門」の各部門ごとに、マニュアルを作成する。それにより、各部門で暗黙知となっている事柄を文章・図表・数値として記載し、周知・情報共有することで、「ムダ・ムラ・ムリ」のない業務の実現を図る。

その他：イノベーションの加速、I Tの集中的な導入

○地域未来投資促進事業

・地域における「中小企業等の稼ぐ力の強化」を図るため、中小企業等の経営力強化向上に資する取組を一貫して支援。

①ものづくり・商業・サービスの開発支援

・第四次産業革命に向けてIoT等の活用や経営力向上に資する革新的なものづくり・商業・サービスの開発を支援。

②ITの導入支援

・中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針に盛り込まれたIT活用事例を踏まえ、業務の効率化、生産性の向上に資するITツールの導入を補助するとともに、IT専門家の派遣、取組事例の紹介、相談会を開催することで、IT導入を集中的に支援。

・また、業種の垣根を越えた取引のIT化を実現するため、国際標準に準拠した商取引等共通システムによる業種別・地域別のモデルプロジェクトを実施。

③海外や商店街等における需要開拓

・需要開拓につなげていくため、先進的な観光開発やT P Pも見据えた海外販路開拓、商店街・中心市街地の集客力向上等を幅広く支援。

○ロボット導入促進に向けた

- ・ロボット導入実証事業
- ・スマートものづくり応援隊等事業
- ・システムインテグレータ育成事業

高（攻め）

I T
経営力

低（守り）

戦略的基盤技術
高度化・連携支援事業

ものづくり・商業・
サービス開発支援

ロボット
導入促進

専門家派遣

I T 共通基盤
開発事業

取組事例紹介・相談会

I T ツール導入支援補助

外貨を稼ぐ中小企業
・投資リスクの伴うハイレベルな取組を行う中小企業を支援

地域の中核的な中小企業
・地域経済の中核を担いつつも人材、知識、資金が不足している中小企業を支援

IT経営実践中小企業
・IT投資の効果があらず、どうしたら良いかわからない中小企業

一億総活躍
・IT活用意識はあるが、何も対応していない中小企業を対象

○戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

・地域経済を支える中小企業におけるイノベーションの創出を図るため、中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う研究開発等や新しいビジネスモデルの開発等や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援。

中小企業等経営強化法の申請についてご不明点がある場合は、以下の窓口までお問い合わせください。

<ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)

<問い合わせ先>

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-5808（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）